

中期的な財政見通しについて（令和8年度当初予算（一般会計）ベース）

■ 基本的な考え方

中期的な財政見通しは、令和8年度当初予算案編成時点における経済情勢や地方財政制度などを前提とした一定の仮定の下、当面の財政見通しを機械的に試算したもので、中期的視点に立った財政運営を検討していくための参考とするもの。

■ 中期的な財政見通しの試算（令和8年度当初ベース）(単位:億円)

区分	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
歳入 A	10,839	10,918	10,849	10,715
県税	3,446	3,507	3,485	3,530
地方交付税	1,743	1,630	1,630	1,630
普通交付税	1,714	1,604	1,604	1,604
特別交付税	29	26	26	26
国庫支出金	1,052	983	958	965
県債	700	869	859	687
うち臨時財政対策債	0	0	0	0
その他の収入	3,898	3,929	3,918	3,902
歳出 B	10,959	11,053	10,964	10,860
義務的経費	3,958	3,841	3,903	3,853
人件費	2,273	2,179	2,224	2,153
扶助費	595	612	630	649
公債費	1,090	1,049	1,049	1,050
投資的経費	1,190	1,455	1,386	1,206
普通建設事業費	1,145	1,416	1,348	1,168
災害復旧事業費	46	38	38	38
その他の経費	5,811	5,758	5,675	5,800
うち社会保障関係費	1,669	1,715	1,768	1,818
収支 A-B=C	△120	△135	△115	△145
財政調整関係基金取崩し D	120	135	115	145

※ 表示単位未満四捨五入等端数調整のため、計算が一致しない場合がある

※ 社会保障関係経費には、幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援等に要する経費を含む

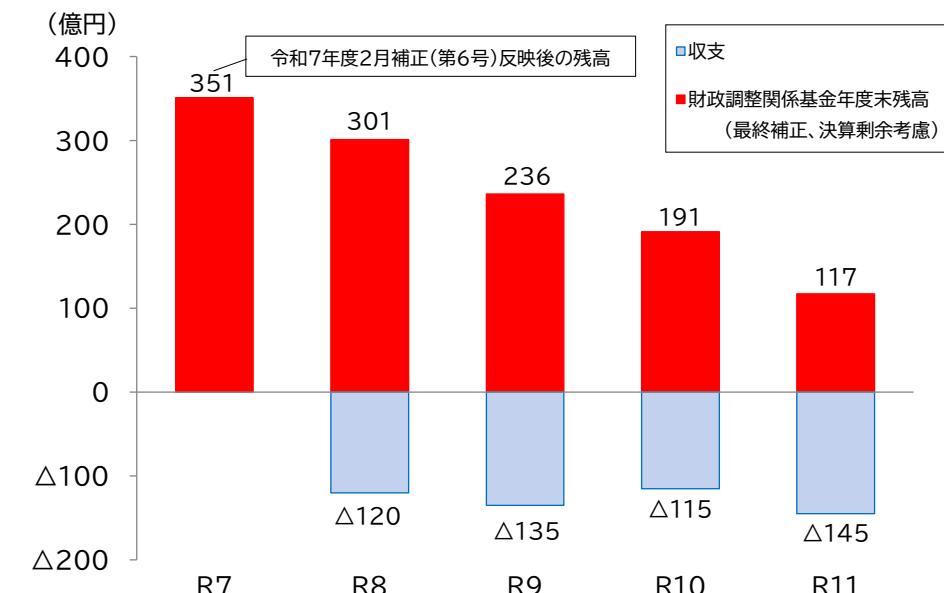
■ 試算方法

歳入	
県税	・名目経済成長率を基礎として推計 （「中長期の経済財政に関する試算」(R8.1.22内閣府)）
地方交付税	・普通交付税は、昨今の経済情勢に応じて同額として試算（令和8年度当初予算のみ特例的な交付税措置が生じているため、特例分を除いた形で令和9年度以降を同額として推計）
国庫支出金	・国庫補助事業の歳出の増減見込みを反映して推計
県債	・臨時財政対策債は、新規発行額ゼロが継続すると仮定して推計 ・その他の県債は、現行制度を前提に推計
その他の収入	・令和8年度当初予算をベースに歳出の増減見込みを反映して推計

歳出	
義務的経費	・人件費は、職員数の増減を反映して推計 ・扶助費は、対象者数の動向等に応じた増減見込みを反映して推計 ・公債費は、既発債は確定元利金を、新発債は想定元利金を反映して推計
投資的経費	・各年度の普通建設事業費と災害復旧事業費の予定事業費をベースに歳出の増減見込みを反映して推計
その他の経費	・歳出の増減見込みを反映して推計

中期的な財政見通しについて（令和8年度当初予算（一般会計）ベース）

■ 収支及び財政調整関係基金残高の見通し



■ 県債残高の見通し



※ 令和7年度2月補正（第6号）反映後の残高から普通会計・決算統計ベースで試算
 ※ 残高は、最終補正予算における財政調整関係基金の取崩取止や決算剰余による
 基金積み戻しを考慮して推計

※ 県債残高は、令和7年度2月補正（第6号）反映後の残高から普通会計・決算統
 計ベースで試算
 ※ 県債残高（臨時財政対策債以外）は、標準財政規模に対する比率が200%を超
 えないよう適正管理に努める